

平成十七年二月二十五日（金曜日）

午後一時一分開会

（中略）

本日の会議に付した案件

○日本国憲法に関する調査

○会長（関谷勝嗣君） ただいまから憲法調査会を開会いたします。

日本国憲法に関する調査を議題といたします。

本日は、これまでの調査を踏まえ、日本国憲法について、委員相互の意見交換を行います。

（中略）

○白眞勲君 民主党の白眞勲でございます。

先ほど憲法裁判所の件につきまして、舛添委員等多くの皆様からのいろんな御意見を伺いました。その中で、諸外国の事例なんかを参考にすべきであると。非常にいい意見だと私も思いますが、ちなみに韓

国の場合も憲法裁判所というのがあります。

その中で、去年出た判決で一つ非常に注目すべき判決がありまして、ソウルの首都機能移転について憲法違反だというのが出たんです。一体何だこれということになっちゃいまして、そこまで憲法裁判所は言うのかというような意見まで出てきてしまいまして、もうけんけんがくがくの議論の中で、結果的に大統領がソウルの首都移転は、憲法裁判所がある以上、そう言っている以上やめようという形になってしまったということで、様々な意見も、この理由についてははしょりますけれども、この憲法裁判所ができたから最終のところ、最終だということになりますと、そういった関係で、もしそういうまた意見があると、またこの憲法裁判所の憲法裁判所もつくらなきゃいけないんじゃないかみたいな形にもなってしまうんじゃないかという部分から、この件につきましては、多くのやはり外国の例を取り入れていいものをつくるべきで、私、憲法裁判所自体について反対であるということではありませんけれども、その内容については極めて慎重に吟味をすべきであるというふうに考えております。それが第一点です。

それともう一点、これは田英夫議員の関連して、私の個人的な意見

にもなりますけれども、やはり戦後六十年間、日本はこの憲法の中で平和というものは保たれてきたという中で、この憲法の、特に九条について手を、いじるということが一体その辺がどうなのさという部分について、本当に国民的な議論が本当の意味で高まっているんだろうかという部分を私は非常に疑問に感じております。

やはり、特に、またもう一つは、アジア各国が、今特にイラクに自衛隊が派遣されているというような中で、だんだんだんだん崩し的に日本の旗が装甲車とともにほかの外国に行っているのを見ながら、やはりとうとう憲法まで手を付けるのかと。これが自衛のための憲法の改正ですよと言っても、今まで日本は自衛のために海外に進出しているじゃないかということもあるということからすると、極めてこの憲法改正というのは慎重に、アジアの人たちの意見というのも、あるいはアジアの人たちに対してきちんと理解をしていただくような形でやはり改正という議論を慎重に進めていくべきではないんだろうかというふうに思っております。

それと、憲法改正について、自体の問題についてなんですけれども、この憲法改正というのは国民投票ということで、本当にじかに国民の

人たちからの意見がそのままこの憲法に反映される、憲法改正に反映されるということから考えて、本当に憲法改正をみんなしたいのというふうにちゃんと聞いているのかなというのが私、一つ疑問として感じるわけです。

例えば、渋谷とか原宿で歩いている女の子たちもやはりこの憲法に対して投票するわけですがけれども、集団的自衛権ということを知ったところで彼女たちが果たして、九九%の彼女たちはもしかしたら知らないって答えると思う。やはりそういったところで国民的な議論というのをもっともっと高めていく中で、この憲法改正という議論を進めていくべきではないのだろうか。特にこの憲法改正というのは、いわゆる国民から選ばれた代表者たちで憲法論議をするべきではない、もっと多くの皆様の、本当に多くの皆様の意見というのを聞いていかなければいけないというふうに思っております。

最後に、秋元委員から外国人の参政権問題についてお話がありました。

私は、これは切り離して考えるべきであると。外国人の国政の参政権と外国人地方参政権については別のものであるというふうに、極め

て別なものであるというふうに考えております。私は、やはり外国人、特に地域住民としての外国人もやはり地域住民の一員として日本がやはり意見を、その日本として、日本の地域、自治体がその人たちの意見というものをきちんと聞いてあげるといふのに対しての、やはり地域住民としての権利としてやはりこれを認めてあげたらいいんじゃないかという意見です。

地方の自治体も、多くの地方の自治体は外国人の地方参政権についてはいいんじゃないかという賛成の意見を示しているということからして、この件についてはやはりきちんとした議論が必要なんではないんだろうか。日本における国際化というのは、やはりまず外国の人たちの、外国人に対する国際化の前に、まずは日本における国際化という進めるためにも、この気持ちというのは私は大切ではないんだろうかというふうに思っております。

以上です。

(中略)

[○白眞勲君](#) 舛添委員から民主主義の成熟度の違いだという非常に厳

しい、韓国の人が聞いたら怒るような話だとは思いますがけれども。(「事実です」と呼ぶ者あり) 事実.....。

それはそうとしまして、ですから私が申し上げているのは、様々なそういう憲法裁判所があるということからして、やっぱりその諸外国の例というのを多く参考にしなければ、やはりきちんとした憲法裁判所ができるか、その人選問題も含めましていいところを指摘されたら私は思っておりますので、それをやはりもっと議論を本当に深めて、海外の例、いい例、悪い例、いろいろとそれぞれの判断に基づいてあると思いますから、それを考えていただきたいというふうに、私はそういうつもりで言ったわけでありませう。

それともう一つ、北川委員からの御指摘の地方参政権についてなんですけれども、教育委員会とかあるいは港湾等の知事の権限についてということで話がありましたけれども、この定住外国人というのは基本的に日本がふるさとだと思っている方々がほとんどだと私思っております。定住してもう二十年以上、私は定住外国人の参政権は二十年以上というのが一つのポイントだと思っているんですけれどもね、永住権もらってから二十年と。そういう方々というのは、ふるさとを守

るという考え方はやはり日本と一緒に、日本人と全く変わらないという
面で私は地方参政権というのを考えたらどうなんだろうかというふう
に思っているということを付けさせていただきます。

以上です。

(以下、省略)